

# 教育厚生委員会会議録

日時 令和2年3月6日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時11分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也  
副委員長 志村 直毅  
委員 皆川 巖 河西 敏郎 山田 一功 永井 学  
向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

教育長 市川 満  
教育次長 斉木 邦彦 教育監 青柳 達也  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 小田切 三男  
学力向上対策監 初鹿野 仁  
福利給与課長 小尾 一仁 学校施設課長 後藤 宏  
義務教育課長 中込 司 高校教育課長 廣瀬 浩次  
高校改革・特別支援教育課長 本田 晴彦 社会教育課長 保坂 哲也  
スポーツ健康課長 丸山 正雄 学術文化財課長 村松 久

## 議題

### (付託案件)

- 第15号 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中改正の件  
第23号 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例中改正の件  
第24号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件

請願第1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

### (調査依頼案件)

- 第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。  
また、請願第1-7号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時00分から午後3時11分まで(午前10時50分から午前10時52分、午後0時02分から午後1時29分まで休憩をはさんだ)教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(職員福利厚生費について)

山田(一)委員 福利給与課の、まず教の13ページになるんですが、ここの職員福利厚生費が昨年の1億4,500万円から、ことしは3億6,900万円って倍増しているんですが、これはまず、職員福利厚生施設の管理費の2億2,000万円が入ったからでしょうか。

小尾福利給与課長 そのとおりでございます。職員福利厚生施設管理費というもので、都留市内の教職員住宅解体工事費2億1,000万円余りが増額したためでございます。

山田(一)委員 では、例年どおりの予算ということの中で、まずお聞きしますが、この中でいわゆる教職員の健康面ということで、ストレスチェックがあるのですが、これは今、基本的に全員これを受けなきゃいけない中で、ストレスチェックの基準を超えた人は、また次の段階へ行くと思うんですが、その部分の人数を教えてくださいいただけますか。

小尾福利給与課長 ストレスチェックを行っておりまして、約95%の受診率でございます。その中で、高ストレスを抱えている職員に関しましては、面談を行いまして、2月末までで8名面談しておるところでございます。

山田(一)委員 8名なんですが、高ストレスの人数を教えてくださいませんか。多分、桁違うんじゃないかな。面談は8名だけでも、実際の高ストレスになった人数を教えてください。

小尾福利給与課長 高ストレスということで、8名が挙がっているところでございます。ほかの点数の部分におきましては、把握はされていませんが、高ストレス者としてあがった人数で面談を行った人数でございます。

山田(一)委員 95%が終わっていて、その人数は少なくありませんか。

小尾福利給与課長 何年かを迎えますして、若干職員のほうでなれた答えを答えている場合もあります。そのほか定期的な健康相談あるいはカウンセリング等を行っているところがございます。

山田(一)委員 8名はいいんですけど、じゃあストレスチェックを受けた実際の人数は何人でしょうか。

小尾福利給与課長 手元に資料がございませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

山田(一)委員 後ほどでもいいと思うんですが、なぜ聞いたかっていうと、別に教職員だけ

をとったわけじゃないんですが、私の会社でも、今当然企業がストレスチェックやると、高ストレスチェック、結構挙がってくるんですよ。ちょっと表現がよくないけど、3割とか4割とか、そのぐらいの率で挙がってきて、なおかつ面談へ行ってくれということで、今度は産業医とは別の、指定した医院のところへ行って欲しいという、同じ人ではまずいですから、なっているんで、でも実際に行ってくれないんですよ。だから、それで8名が面談っていうのは、ちょっと違うんじゃないかと思うんで、午後でも結構なんで、もう一度、誰がどのぐらい受診して、高ストレスが何十、何百、場合によっては千何百人ぐらいいるんじゃないかと、私は勝手に思っているんですが、その中でまた80人ぐらいが対象になって、8名かなというような感覚は勝手に思っていますけど、ぜひその辺、資料というか、午後また調べて欲しいと思います。

小尾福利給与課長 30年度の資料でもよろしいでしょうか。30年度の実施状況ですが、全体の受検者は2,898人でした。パーセントにおきましては96.2%の受診率でした。

山田（一）委員 だから、そのうちの高ストレスが何人いたんでしょう。

小尾福利給与課長 次のときに資料を用意させていただきます。

（スクールカウンセラー等活用事業費について）

永井委員 教の25ページのスクールカウンセラー等活用事業費についてお伺いをさせていただきます。昨年度に増員ということで、確か補正か何かに載っていたかと思うんですけども、スクールカウンセラーなんですけど、いじめとか引きこもりとか、そういうことを親身になって相談ができるこのスクールカウンセラー、非常に有用だと思いますけども、今回予算が載っていて、この予算は多分、増員分の給与等だと思うんですけど、ちなみに1億8,300万円余のこの予算は、具体的にどのようなものに使われるのか、まず冒頭でお伺いします。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、いじめ、不登校に対するスクールカウンセラーの配置につきまして、予算を盛っておりますけれども、今年度は、全小中学校に配置する計画であり、曜日を変えて、できるだけ小中同じカウンセラーを配置し、小中連携して対応していくということを考えております。

永井委員 ちなみに、増員で、ことしは何人ぐらいのスクールカウンセラーがいますか。もしわかれば。

中込義務教育課長 令和元年度は、小学校75校に53名、全中学校80校に49名を配置しております。

永井委員 だぶっている人もいるということですよ。そうですね。わかりました。今年度、全小中で、高校が12校設置ということなんですけれども、高校で設置されていない学校は何校ぐらいあって、また設置されていない高校への対応はどのように行っているのか伺います。

廣瀬高校教育課長 高等学校につきましては、今年度6校配置をされ、来年度につきましては、お手元の資料のとおり12校ということでございます。来年度、青洲高校を含

めまして、30校ということがございますので、設置されない学校につきましては、来年度は18校ということになります。その学校につきましては、そういった専門家の派遣が必要な場合につきましては、要請スクールカウンセラー制度というのがございますので、そちらのほうを利用していただくこととなります。

永井委員        その要請訪問スクールカウンセラー事業というもの、下にある、多分年間145回ことし行う予定であると思いますが、この事業、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

中込義務教育課長    要請訪問スクールカウンセラーにつきましては、先ほどお話がありましたように、未配置の高等学校及び特別支援学校からの支援要請に基づき派遣するものと、あわせて長期不登校の生徒が増加している現状がございますので、来年度から新規に状況を把握している学校の職員と連携しまして、スクールカウンセラーが家庭を訪問し、不登校生徒を支援する仕組みを活用しまして、不登校生徒の社会的自立に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えています。

永井委員        これ、小中の全校に配置になって、高校12校だけでも、それ以外のところが要請訪問スクールカウンセラー事業が行われるということで、さらにこの中においても、長期で不登校の方のフォローもするというので、かなりスクールカウンセラーの部分というのは、今の学校教育では重要視していて、県も積極的に行っているということは承知をいたしております。

      実は、先日スクールカウンセラーの方たちからお話を伺う機会があつて、心理士さんとそれに準ずる方が、今、スクールカウンセラーでいらっしゃると思うんですが、その心理士の方たちにお話を伺ったんですけども、やはりかなり学校で、今、いろいろな部分の中で、1日訪問日があると、予約がいっぱいになって、本当にびっちり相談があると。それは生徒からも相談があるし、親からもあるというお話でした。

      お仕事を持ってやられている方だと、やはりこのスクールカウンセラーの仕事に本当に誇りを持って皆さんやったださってはいらっしゃるんですけども、非常にそういう意味では、過重労働というか、とにかくたくさんものものがあつて、時間外にそういう資料を処理するような、大変な現場の様子をこの前伺ってまいりました。このスクールカウンセラーは、準ずる人と心理士が両方いるという関係もあつて、例えば看護師みたいに、協会とか組合みたいなものがなくて、なかなか現場の声というのが教育委員会に伝わりづらい。こうやって予算を盛っていただいているんですが、例えばそういう心理士、スクールカウンセラーの方たちの声を、ぜひ聞いてもらえるような場を設けていただくと、さらにより充実した、この積極的なスクールカウンセラーの取り組みになっていくと思いますけれども、その考えを最後お伺いいたします。

中込義務教育課長    委員御指摘のとおり、スクールカウンセラーの先生方が非常に親身になって対応していただいているということは承知しております。来年度からは、小中全校配置になるということに加えて、各校の実態に合わせて、勤務時間をふやしておりますので、週当たりの勤務日及び勤務時間の中で勤務していただくことが可能になると思っております。スクールカウンセラーの方々から意見を伺う機会がございますが、これまでもカウンセラー研究協議会を年3回行っておりますので、その中で十分意見を聞き、効果的に活用できるようにという取り組みを進めていきたいと思っております。

(桃花台学園通学支援事業費について)

志村副委員長 教の11ページになりますけども、桃花台学園通学支援事業費について、少しお伺いをさせていただきます。

一般質問でも取り上げてきましたけれども、桃花台学園は、軽度の知的障害のある子供たちが実習等を通して、一般就労に向けてスキルを身につけているということで、大半のお子さんが、ほとんど、9割以上一般就労して、成果を上げているということで、非常に心強く思っています。大変重要な教育をしていただいていると感じているわけですけども、定員を残念ながら満たしていないということで、これについて、スクールバスを整備していただいて、予算が計上されたということでもありますので、2〜3お伺いさせていただきます。

まず、このスクールバスに関しては、具体的にどのような運行をするのか、これについてお願いします。

本田高校改革・特別支援教育課長 運行についてですけど、現在、桃花台学園にはスクールバスが1台あります。基本的には自主通学を基本としているんですけど、石和温泉駅と学校の間を運行しております。公共交通機関での通学というのが、南アルプス市のほうからでは非常に困難であるという状況ですので、その困難な状況を、通学の利便性を向上させるために運行させるもので、ルートとしては、南アルプス市で、中央市を通過して、新山梨環状道路を通るようなイメージで、それから学校のほうに行くというようなルートを考えております。

志村副委員長 これは朝1、帰り1ということよろしいですか。

本田高校改革・特別支援教育課長 はい。朝1本、帰りを1本という形で考えております。

志村副委員長 わかば支援学校が非常に定員をオーバーしているということで、南アルプス市方面からということになりますけれども、これで南アルプス市からのルートで、桃花台学園のほうに通いたいという子をどれぐらいカバーできるんでしょうか。

本田高校改革・特別支援教育課長 来年度、バスを購入して、その後運行するという形になりますので、来年度につきまして、在校生が乗るというイメージです。在校生の中で、現在の1・2年生がだいたい10名程度、そして、新入生でプラス5名程度で来年度は運行して、その次の年はまたもう少しふえて、運行することによりまして、このルートを運行しているということがわかりますので、志望者も恐らくふえると思いますので、それからはプラスアルファでふえていくと考えております。

志村副委員長 わかば支援学校もかえで支援学校も含めて、大規模化しているというところをやっぱり解消していくには、非常にこのバスの運行というのが有効ではあると思うんですけども、それだけで果たして解消につながるのかということも、心配もしているところです。願わくば、桃花台学園の対応をしていただけた部分もありますけども、寄宿舎のキャパをもう少し広げるといっても含めて、対応が必要かなと私は感じていますが、解消にめどが立つと考えているのかどうかお願いいたします。

本田高校改革・特別支援教育課長 御指摘のとおり、この対策だけでわかば・かえで支援学校

の大規模化が解消するには、なかなか至らない状況であるとは思いますが、現状では少しでも早く、この大規模化の課題の改善に着手することが重要だと考えておりました。速やかに実施可能なスクールバスの導入という形を取らせていただきました。そして、今後もわかば・かえで支援学校の在籍者数の状況等を踏まえまして、また現在空いている寄宿舎もありますので、そういったことも踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

志村副委員長 今後も児童生徒の状況を見ながら、しっかり対応していただくことをお願いします。

(専門高校生資格取得サポート事業費について)

次に教の31ページの、専門高校生資格取得サポート事業費について伺います。まず、今回この予算を計上するに至った経緯、これについてお伺いをします。

廣瀬高校教育課長 今回、このサポート事業費を予算にお願いするのに当たりまして、職業学科等におきましては、授業の延長線上で資格取得というものを推奨しております。しかしながら、低所得者世帯におきましては、受験料の負担が大きいことから、資格検定試験を受けられない生徒が存在していると。それらの生徒が希望する進路に進むに当たりまして、有効な資格検定試験に積極的に挑戦できる機会を提供するために、受験料の一部を支給し、そういった試験に積極的にチャレンジしていただきたいと、そんな思いで今回このような事業を立ち上げたところでございます。

志村副委員長 非常に心強いサポートをしていただけると感じております。ちなみに、このサポートしていただける資格や検定試験、いろいろあると思うんですけども、どんなものがあるのかと、対象となる生徒さんについては、先ほども御説明ありましたけども、支給要件等いろいろ細かいところがあるようでしたらお願いいたします。

廣瀬高校教育課長 工業系につきましては、例えば技能検定ですとか、第二種の電気工事士、それから農業系では日本農業技術検定ですとか、園芸装飾技能士、商業系につきましては、情報処理ですとか簿記といった、標準的なものが対象になってまいります。支給の対象者につきましては、本県の公立学校の工業系・商業系・農業系の課程で学ぶ高校2・3年生ということで、住民税の所得割額が非課税世帯の生徒が対象となりますけれども、もう少し具体的に言いますと、奨学給付金制度というものがございまして、そちらの給付金の支給認定を受けている生徒が対象となると、そんな状況でございます。

志村副委員長 そういう格好で、検定試験や資格試験を受験しやすくなると。これによって、一応目指しているといいますか、成果という部分で、将来的な可能性も含めてどんな見通しを持っているのか、これについてお願いします。

廣瀬高校教育課長 特に就職に有利なさまざまな資格試験、検定試験を意欲的に受験できるようになりますので、子供たちの知識・技術の向上というものにつながるほか、それらの合格者がふえると。したがって、いずれは本県の産業発展のために活躍できる人材の育成にもつながっていくのではないかと考えております。

志村副委員長 即戦力となるような人材を育成していくための、いろいろな支援ということで、非常に期待はしておりますので、生徒らの所得の多寡に関係なく、意欲を持って学べるように御支援を今後もお願いをいたします。

(適応指導教室運営費について)

それからもう1点、教の25ページですけども、適応指導教室の関係が令和2年度も一応予定どおり予算を盛っていただいている、これとあわせて、マル新で教育支援センター運営事業費という中に、研修会の開催とか、ネットワーク協議会の開催ということもありまして、石和のこすもす教室の存続ということが、非常に、峡東地域には3市で教育支援センターがありませんので、その部分の教育委員会の方針ですね、2年度は予算がつきますけど、3年度以降、適応指導教室をどのようにお考えになっているのか、お願いいたします。

中込義務教育課長 来年度から教育支援センター運営事業ということで進めてまいりますけれども、それとかかわる点もございますけれども、市町村が運営する教育支援センターの充実を図るために、研修会等を進めるといいますのでございます。石和こすもすについては、当初、令和2年度末以降で閉鎖という方針が出ておりますが、現在検討している状況でございますので、こちらの教育支援センターとのかかわりを考えながら進めてまいりたいと思っております。

志村副委員長 検討中ということでありまして、しっかりと、やはりいじめ、不登校等で、そういう適応指導教室あるいは教育支援センターが必要な子供さんたちのためにどうしていくかということをご第一に考えていただいて、今後も引き続いて、可能な限り運営をしていただけることを期待しておりますし、お願いをしながら、質問を終わります。

(キャリアビジョン形成支援事業費について)

向山委員

何点かお伺いをします。

教27のキャリアビジョン形成支援事業費についてお伺いをしたいと思っておりますけれども、この事業の中身と、具体的にこの1,350万円という予算、どのようにして活用されていくのかお伺いしたいと思います。

廣瀬高校教育課長 キャリアビジョン形成支援につきましては、子供たちがみずから総合的に将来を考える力を育成するというのがベースでございまして、その中で、まず小中高連携の事業がございまして、特にこちらにつきましては、来年度からキャリアパスポートが導入されますので、これにつきましては小中高連携、まさに連携が必要でございますので、こういった活用に関する県協議会をこちらの事業の中でまず行っていく予定でございます。

それから2点目につきましては、これは高等学校の各学校において、このキャリア教育の一環として、いろいろな取り組みがございまして、例えば地域理解ですとか、あるいは体験創造ですとか、そういった学校で企画するさまざまなキャリア教育、体験授業ですとか、またあるいは専門家を呼んでの講演会ですとか、そういったそれぞれの各校で実施してまいります事業のための費用として計上させていただいているところでございます。

向山委員

御説明いただいた中でも、地域理解というところもあったんですけども、人口減少の、特に社会減を考えると、ここの部分についてのキャリア教育あるいはキャリアビジョンというのを、生徒たちにどう思ってもらえるかが、すご

い重要だと思えます。そうした意味でいけば、この地域理解あるいは山梨の中でどういった働き方があるのかということを知ってもらうには、ぜひ地域で活動されている経営者の方、あるいはサラリーマンの方でもいいと思うんです。いろんな考え方をぜひここで知ってもらえるような機会にして、なおかつ県外で活躍される生徒さんもいっぱいいらっしゃると思うので、そうした専門の講師の方も入れて、山梨での働き方はこういうことがあるんだよということを、子供たちにわかっていただけるような仕組みづくりにしていただきたいと思えます。

昨日の委員会では、結婚・妊活応援事業ということで、あわせて高校の生徒たちに向けてやっていくということがあったんですけども、そこら辺との、働き方じゃなくて、家族とか家庭とか、これからの生き方みたいなのところも、一緒にあわせてやっていくほうが効果的じゃないかなと思うんですけども、部局は違うんですけど、そこら辺の連携とか、横断的な何か取り組みとかあればお伺いしたいと思えます。

廣瀬高校教育課長 委員御指摘のとおり、キャリア教育は、そもそも職業だけを考える教育ではないと考えております。将来の自分自身のまさに生き方、あり方ということもやはり含めた部分、これが全て、私はキャリア教育だと考えております。

後半御指摘にありました、他部局との連携につきましては、特に現時点でそういうことはございませんけれども、また今後検討してまいりたいと考えております。

向山委員

昨日はその晩婚化、晩産化については、いろいろな考え方があるというような指摘も小越委員のほうからありましたけども、そうしたいろんな生き方、結婚されない方もいるだろうし、結婚して何歳ぐらいで自分の中で人生設計をしていくかというような考え方もあると思うんで、そういうのも一緒に、仕事と私生活と一緒に考えてもらえるようなのを、高校生のときにきっかけとして自分で考えてもらうような機会をぜひ創出をして、うまく活用していただければと思えますので、お伺いしたいと思えます。

(全国スポーツ少年団交流大会等参加支援事業費補助金について)

次に、教の43の全国スポーツ少年団交流大会等参加支援事業費補助金についてお伺いします。県スポーツ協会が行う事業に対して助成するというですけれども、対象事業の概要についてお伺いしたいと思えます。

丸山スポーツ健康課長 御説明させていただきます。まず全国大会というところで、主催者が日本スポーツ協会あるいは日本スポーツ協会に属する競技団体が主催者となっている全国大会、こちらのほうに出場が決まったスポーツ少年団、そのスポーツ少年団員の小学生の御家庭が経済的に余裕がない場合に、同様のこういった補助につきまして、県スポーツ協会のほうに御用意をしていただく予定でございまして、そのスポーツ協会のほうにまずは家庭としては申し出いただくと。その協会のほうで、予定としては交通費・宿泊費こちらを助成するというのを見込んでおりますけれども、その助成に対して、県としては半分、2分の1を補助するという形を取らせていただきたいと思っております。

向山委員

まず、経済的に余裕がない世帯ということなんですけども、具体的にどういう経済状況の世帯が対象になるかお伺いします。

丸山スポーツ健康課長 住民税が非課税となっている、そういった世帯を対象ということで考

えさせていただきます。

向山委員 全国大会の出場とか、経済的な要件以外に、助成を受けるための要件があるかをお伺いします。

丸山スポーツ健康課長 全国大会の中には、主催者側が御協力をいただく中で、既に交通費あるいは宿泊費に関係するようなものについて負担をしているというケースがあるとお聞きしております。

そうしたことで、交通費あるいは宿泊費の負担が軽減されている場合、そういった場合にはその軽減額分を助成分からは減額をして支給するというのをさせていただきますかと思っております。

向山委員 このスポ少の全国大会は、結構いろんな方から負担になるということで、保護者さんからお伺いすることが多いので、ぜひこの事業を円滑に進めていただきたいなと思う点と、1点だけ、この非課税世帯の御家庭をどうやって把握をして、その御家庭にだけ通知を出すとか、そこら辺はどういう周知をされるかというところをお伺いしたいと思います。

丸山スポーツ健康課長 先ほど申し上げました、県のスポーツ協会にこちらのほうはお申し出いただくということを考えております。その際に、住民税の非課税であるということの証明を、客観的な、わかるような形で出させていただくことを想定させていただきます。こちらの制度については、県のホームページまたはスポーツ協会のホームページ等を通じまして、周知を図ってまいりたいと思っております。

向山委員 お子さんの気持ちを考えると、ほかの皆さんと一緒に状況ではなく、自分のところだけということが公にならないような配慮をぜひしていただきたいのと、なかなか皆さん一律のところ、自分のところだけ非課税だからと言にくいような環境も絶対あると思うので、非課税の世帯の方にちゃんとその情報が届いて、そこで公にならないような形で申請できるような仕組みづくりをぜひ検討いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

丸山スポーツ健康課長 まず、申請のほうにつきましては、御家庭個人個人ということで、県スポーツ協会のほうに上げていただきたいと思っております。そのほかの個人情報取り扱いでありましたり、委員御指摘いただきました周知の方法について、研究をしていきたいと思っております。

向山委員 ぜひよろしくお願いします。

(中高競技力向上事業費について)

次に、教の45で、違っていたら恐縮なんですけども、中高競技力向上事業費で、県の小中学校体育連盟補助金ってあるんですけども、この257万5,000円というのは、これは平成29年からずっと減額が続いているような認識でよろしいでしょうか。

丸山スポーツ健康課長 今回の案件につきまして、令和2年度の当初予算におきましては、学校数それから金額の1部当たりの金額の見直しをさせていただきます。300万円ぐらいのところから253万5,000円ということで、減額がな

されております。

向山委員　これも前、本会議であったんですけど、これが総体の一律500円の徴収につながっているという認識でよろしいのでしょうか。

丸山スポーツ健康課長　まず、今、御指摘いただきました補助金につきましては、競技力の向上につながる強化ということで取り扱っております、部活動が、ざっくりばらんに申し上げますと、競技について強いチーム、そちらのほうに、各部のほうへ小中学校体育連盟を介しまして支給していただくということになっておりますので、直接大会のほうに関係しているかというのは、私どもとすると、各部の活動のほうへ、こちらのほうをお出ししていると認識をしております。

向山委員　質問を変えて、300万円から250万円まで減額をした理由は何かあるのでしょうか。

丸山スポーツ健康課長　こちらのほうにつきましては、県の厳しい財政事情等もありまして、今回、部の数の見直しなどする中で、金額の改定などをしております。

向山委員　わかりました。ここの部分について、総体の一律で500円というところもありますので、減額になっていて、それが学校数とか生徒数自体も減っているというところも鑑みてのことだと思いますので、この予算自体についてはよしとしますけども、ほかの部分でフォローするところがあれば、ぜひフォローをしていただければなということで、最後に1点だけお伺いします。

(学校体育振興費について)

学校の外部指導員について、部活動についてお伺いしたいんですけども、教の46の学校体育振興費の中に、外部指導費が幾つか入っていると思いますが、具体的に、この部活動の外部指導員というのは、どのような形で補助をしていくのか。多分、6番の部活動指導員任用事業費と3番の運動部活動外部指導者派遣事業費が主なものだと思うんですけども、市町村と連携して、具体的にどのような形で行っていくのかお伺いします。

丸山スポーツ健康課長　ただいま委員から御指摘いただいたとおり、部活動の外部指導員につきましては、運動部活動外部指導者派遣事業、3番の項目と、6番の部活動指導員任用事業というところがございます。さっきの運動部活動外部指導員につきましては、こちらのほうは中学校と高等学校それぞれ部活動に対し指導をいただいている方々につきましては、中学校のほうは年間10回程度の費用を、高等学校については年間20回程度の費用を出させていただいております。一方、部活動指導員任用事業のほうにつきましては、こちらは中学校の部活動限定でございます、市町村のほうで非常勤の職員というような形で運用していただく中で、国・県・市ともに3分の1ずつ費用を分担するという形で構成されております。

向山委員　まとめますけども、この前もお話しをさせていただいたとおり、教職員の皆さんの働き方改革で、多忙化を解消する中で、部活動が削減をされるということになると、部活動をやりたい子供たちについての機会が減ってしまうってことになると思います。そうした意味でいくと、この外部指導員というのがすごい重要な役割を果たしてくると思うので、先生たちが出る分だった部分の

給与費とか、あるいはいろんな部分の試験的な部分もクリアをしなきゃいけないところ、多くあると思うんですけども、今年度はこの程度だと思うんですが、今後その外部指導員というのを幅広く広げた中で、特に春休みとか夏休みとか冬休みを含めた部活動指導というのを、ぜひ積極的に、山梨モデルでいいと思うので、進めて行っていただきたいと思いますが、最後にそれを伺いたいと思います。

丸山スポーツ健康課長 令和2年度の、ただいま申し上げた部活動指導員、こちらのほうにつきましては、今年度でいいますと、38人任用しているところ、予算上45人ということで、枠を広げさせていただいております。また、遠距離から派遣するような場合には、交通費についても一部負担ということを考えさせていただいております。そういった部活動の関係につきまして、一定のひとまずは強化ということを考えていただいております。委員御指摘いただいたことも踏まえまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。

(人事管理費について)

飯島委員

教の21ページの人事管理費のところを教えていただきたいと思います。教職員の人事給与管理費が1,000万円何がしありまして、その中の内訳は、教職員の採用検査、管理職登用検査、人事異動作業等と。これ、よくわかります。採用するのにいろんなテストとか、外部講師に指導いただいたりとか、わかるんですが、その上の、指導の不適切な教員への人事管理の実施で15万円何がし7,000円って、これについて、もちろん教職員の資質の向上の取り組みというのは大事なんですけど、指導の不適切な教員への人事管理の実施っていうのは、私、ピンとこなくて。

私も民間に20年いましたので、部下もたくさんいて、職場によっては適切じゃないから、話を聞いてとか、次の人事異動で考えようかとか、こういうこともした経験があるんですけども、例えば不適切な教員がいるのであれば、この教の23ページの8・9のように、若手教員グローアップ事業で、若手教員の指導をすとか、ミドルリーダー研修事業で研修の実施をするっていうのであれば何となくすんとくるんですが、不適切な教員への人事管理の実施で15万円何がしっていうのは、今この時点で理解できないですが、教えていただきたいと思います。どうしてそんなにお金がかかるのか。

中込義務教育課長 これは、指導が不適切な教員の認定等の審査会に係る委員への謝金でございます。具体的には、不適切な教員に認定される場合は、子供との人間関係がなかなかつukれない方、授業等の専門性が十分に持てない方という条件があります。その者を不適切な教員に認定して、総合教育センターで1年間通して指導を行い、その改善の程度について審議をするための委員の謝金でございます。

教育職員免許法と教育公務員特例法に決められた法定研修でございます。その改善の程度に対して認定をするという制度でございます。不適切な教員ということでございますけれども、そこで改善をしていただいて、翌年度から自信を持って子供たちの前に立てるという研修を行うという制度でございます。

飯島委員

わかりました。どこの職場でも、なかなか自分に合わない面もあって、それでストレスがあって、落ち込むという方がいるので、救済措置なのかなと思うわけでありましてけれども、先ほども説明があったかもしれませんが、不適切な教員っていう、この定義を判断する基準というのは、ずっと毎年同じなのか、あるいはどういう基準でこの不適切な教員というものを決めるのか、その過程

はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

中込義務教育課長 説明が少し足りず、申しわけございません。先ほど、改善の程度について認定する委員の謝金という説明をしましたが、今、御指摘のとおり、その対象者になるかどうかというものもあわせて審議をするというのが、この不適切な教員に関する認定に関する審査会でありまして、その対象になるかどうかの審査をします。年度の終わりに、その改善の程度について審査をするための謝金であります。

飯島委員 丁寧にそういうことをやられていると思いますが、もう一方、そういうふうには認定された方が、今後、先ほどの御説明だと1年間ぐらい研修を受けて、職場に復帰すると、こういうことなんです、そういう情報が漏れてというか、逆にというか、丁寧に救済措置をしているのかなと思うんですが、不適切な教員というもののだけが広まっちゃって、あの人こういうふうになっているよと。

職場に復帰してもなかなか、1回烙印を押されちゃうと、そこにいれなくなっちゃうと、こういうことも懸念するんですけども、そこら辺のケアは何かあるでしょうか。

中込義務教育課長 この不適切な教員な認定の経緯に際しましては、外部の者は入れずに、この審査会の中でのみやっておりますので、外に出ることはございません。特に、改善の見込みがあるという者に対して認定をしておりますので、翌年の状況を見ますと、改善して、自信を持って教壇に立っているというような状況は把握しております。

飯島委員 毎年1人ぐらいと。それはふえる傾向でもなく、だいたい1人ということではないんですか。

中込義務教育課長 これは年間通しまして、年度当初に各地区でこの候補になる方ということ、現在の勤務の状況を把握しまして、その中から選定をするという形を取っておりますので、特に1名と決めているわけではございませんけれども、ここ数年は1名ということで推移しております。

(職員福利厚生費について)

小尾福利給与課長 先ほどの山田(一)委員のメンタルヘルスの件でお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。今年度のストレスチェックの実施状況ですが、面接者は先ほど申し上げたとおり8名ですが、高ストレス者は250名ございました。パーセントで言いますと8.7%になります。

山田(一)委員 一応、その数字はまあまあ納得というか、世間一般の数字に非常に近いので、とりあえず納得しました。

小越委員 続きまして、そのストレスチェックの話です。私、この問題を前の議会のときに質問しておりまして、そのときに小尾福利給与課長からの答弁がありました。議事録を見ると、平成30年度は医師からの面談の申し出があったのが12名と答えております。これは、本人から言わなきゃいけないってことなので、さっき言った250人だと思うんです。その前の前段がありまして、これはストレスチェック・メンタルヘルス対策とかかわるかと思うんですけども、労働安全衛生法の第66条の8に基づいて、100時間以上の時間外勤務をやっ

た者、2カ月の平均時間80時間、月45時間を超える時間外勤務をした者は、衛生管理委員による面接指導をすることになっているというんですけど、それが250人という理解でよろしいんですか。

小尾福利給与課長 今お答えした250名は、ストレスチェックという、いわゆるウェブ上で教職員あるいは事務局職員に健康状態を答えていただくものでございます。その中で、高ストレス者として挙がってきた人数が250名ということでございます。

小越委員 私が今質問しました、労働安全衛生法第66条の8に基づいてという方はどのぐらいいらっしゃるのか、それは何%ぐらいいるんですか。

小尾福利給与課長 2月末までで、長時間勤務で面接の方は4名ございました。

小越委員 それは実態に合っていない、少なすぎると思うんです。面接指導を受けなきゃいけないという方がいらっしゃると思うんですけども、非常に少ないと思っています。昨年も4月以降3人しかいないんですよ。でも、実態はもっと長時間がいると思うんです。それで伺いますけども、このメンタルヘルスと、それからストレスチェックをしていると同時に、先生方の心を病んでしまっている、いわゆる精神疾患で休んでいらっしゃる方、どのくらいいらっしゃるんですか。

小尾福利給与課長 休職者数ですが、全体で、2月末で22名ございます。うち精神疾患は11名ございました。

小越委員 やっぱりさまざまなストレスがかかっていらっしゃる。特に教育現場は子供たちや保護者やさまざまなストレスがあって、精神を病んでしまっている方が多くて、今までの8人、4人、250人、8.7%の方々も、その予備軍になってしまっているんじゃないかと心配しております。

(教職員給与費等について)

そこでお伺いいたします。教の7ページ8ページのところですけども、先生方の人数、先ほど公立小中学校、特別支援学級についてふやすということで、ふえたというんですけども、来年度の小学校中学校、正規の先生方は何人ふえたんですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 予算上の人数は、今年度の現員で算定をしておりますが、小学校は昨年度予算よりも28人減っております。中学校は16人減っております。高校は29人減っております。それに対しまして、特別支援学校は19人ふえております。

小越委員 がっかりいたしました。こんなに先生方が、特に正規の先生が減っているということは、このストレスチェックや、それから精神をぐあいが悪くなるくらい過重労働が多くの先生方にかかっていると思います。28人も先生方、16人も、全部合わせると50人ぐらい減っているってことですよ、正規の先生方。それで、今度25人学級を来年検討していこうと思っている中で、心配されている、先生方からよく聞くのは、加配の先生が減らされるんじゃないかということをご心配されています。この正規の先生方の中に加配の先生が何

人いらっしゃるのか、それが非正規で加配の先生が何人いらっしゃるのか教えてください。

小田切次長・総務課長事務取扱 加配が何人いるのか、それが正規と非正規でそれぞれ何人いるのかというお尋ねなんですけど、加配につきましては、国加配、県加配というのがございます。それ以外に、基礎定数として認められている人数というのがございますが、加配については、国も基礎定数化するようにやっております、今はその過渡期でございます。なので、加配が何人という分類が非常にしづらい、できていないというのが実態です。

小越委員 だから、現場の需要に沿って加配の先生が毎年ふえるってわけじゃないんですよ。現場の方が、先生方はきめ細かな指導それから不登校の加配とかさまざま、加配をお願いしているけども、加配の先生は決まっているから、優先順位が決められて、去年までは来ていたけどことは来ないという、そういう状況がくると聞いております。

それでもう一つお伺いしたいのは、私、議会のときに質問したんですけども、免許外の先生が97人いると、この前答弁がありました。それから臨時免許の方も去年、ことしですと13人いると言ったんですけど、来年度免許外、特に中学とかですよ、数学とか英語とかの免許がなくて、その授業をせざるを得ないような、そういう先生の方がどのくらいいるかって推測、予定されているのでしょうか。

中込義務教育課長 免許外につきましては、まだ現在、配置をしている状況でございます、学校の定数が確定している状況でございませぬ。学校のメンバーによりまして、教科の持ち方が違いますので、いないところに免外を出すという形になりますので、現在のところ、来年度の免許外の教員の数は把握しておりませぬ。

小越委員 やっぱり先生の数をふやさないと、先生方の負担も減りませんし、子供たちへの十分な授業のところもできていけないと思っています。なので、ぜひ先生方をふやす方向で。これでいきますと毎年毎年減っていってしまうと思っています。

(学力向上総合対策事業費について)

それから、次、教の22ページですね。学びのサイクル改善事業費97万8,000円、単元ごとのテストを実施ということで、ことしから中学2年生だけにして、小学校の県独自の学力テストをやめて、この学びの単元テストを始めたと聞いておるんですけども、予算上は昨年と比べて、ことしで717万円に対して97万8,000円とだいぶ少なくなっているんですけど、これはどうしてですか。

中込義務教育課長 委員御指摘のとおり、今年度は予算を減額としております。こちらは、児童の実態に応じて重点的に取り組む問題を選択してテストをするという主体的な取り組みを学校にお願いしているという点が1点と、もう1点は、現場の先生方から児童への問題、冊子ではなく印刷で取り組んだほうが使いやすいという指摘がありましたので、現場のニーズに合わせまして、令和2年度は冊子を配布せずに、ウェブのシステムから学校で必要に応じて問題をダウンロードし、印刷をして活用するシステムに変えたこととございます。

小越委員            ということは、選択していることは、学校ごとに、この学校は小数の算数のテストをするけども、この学校は小数の単元テストはしないってということも選択して、それぞれやっていいってということですか。

中込義務教育課長   できるだけ取り組んでいただきたい、とお願いをしておりますが、全て時間数さまざまな状況がありますので、少なくとも半分以上はやってほしいと、学校にお願いをしております。

小越委員            1年やってみて、そういうふうに変えた、何か理由はあるんでしょうか。

中込義務教育課長   こちらにつきましては、一昨年度施行しております、昨年度も同様な形で依頼をかけております。

小越委員            そもそも、この学びのサイクルテストをやってみて、何かプラスの効果が、どんなことがあったんでしょうか。今回、冊子じゃなくて印刷するということは、先生方が学校でまた印刷をし直すってことで、先生方は、人数が減らされて大変なのに、またここでいろんな文章をつくったり、印刷したりする、大変な手間がかかるわけですけど、この学びのサイクル改善テストで何かプラスになるようなことはあるんでしょうか。

中込義務教育課長   この県が作成しています単元末の評価問題でございますけれども、小学校では一般に、先生方が自作することが難しい記述の問題を県でつくっております。児童の考える力、記述する力を伸ばすためには、非常に効果的なテストであると考えております。

小越委員            先ほど、主体的に取り組む力量と言ったので、県が一律にやるのではなく、現場の先生方が一番わかっているわけですから、これを全学校に、少なくとも半分以上やらせるということ自体が、私は間違っていると思います。

                    その次の次の下、学力向上支援スタッフ配置。補正予算でも聞いたんですけども、補正のときにもうマイナスでした。これを見ますと、実績に合わせて、今回1,500万円ということで、前年度1,900万円から減らしたかと思うんですけど、その理解でよろしいでしょうか。

中込義務教育課長   そのとおりでございます。

小越委員            それで、補正予算のときにも聞いて、15市町村って言ったんですけども、勤務時間は週20時間、山梨県で小学校、中学校、クラス数にすると2,000とか3,000近くあると思うんですけど、そのクラスに対して何パーセント配置できるんですか。

中込義務教育課長   委員御指摘のとおり、クラスにつきましては御指摘のとおりですけれども、割合ということだと、非常に少ないということはこちらでも把握しておりますが、前回、補正の委員会の際にも御指摘いただきましたように、市町村単位で相当数の職員を配置しておりますので、それをさらに補助するものと考えております。

小越委員            それを県がつかんでないということが問題だと思うんですね。先生方、こんなに大変なときに、さまざまな支援をしていただける方々がどのくらい配置

するかで、授業の展開も変わってきますので、ぜひ山梨県としてつかむべきですし、もっと予算をふやして、全クラスに配置するぐらいしないと、学力向上になっていかないと思います。

(中高競技力向上事業費について)

最後に、先ほど向山委員が質問いたしました、教の45ページ、中高競技力向上事業費257万円ですけれども、これはそれなりの成果というか、強い部活のところ、競技力向上ということでお金がっていると、今、答弁がありました。これ見ますと、国体があった平成11年のときには、優秀選手強化費というものもあったんですけれども、それが平成20年にはゼロになり、今、推進費だけです。それを今回257万円で、それを100何部に割りますと、1つの部当たり2万円か3万円くらいという理解でよろしいですか。

丸山スポーツ健康課長 1部当たり2万5,000円ということでございます。

小越委員 2万5,000円でどうやって競技力向上できるんですか。2万5,000円で、例えば自分持ちのシューズとかラケット以外に、ボールですとか、いろいろな消耗品ありますよね。どうやって2万5,000円で競技力強化できるのかと思っています。やっぱりスポーツ振興っていうのであれば、特に学校関係の競技を頑張っているところに含めて、それなりの成果ある部は2万5,000円くるかもしれませんけれども、それなりの成果がなくても頑張っている子供たち、そこにお金がいけないってわけですよ、1円も。強化力推進もないですから。そこは間違っていると思います。

そして、最後の学校体育等補助金、ここの中に各種体育大会開催費及び全国大会というところで、私、本会議で質問させていただきました。来年度から山梨県の総体ですよ、3年生が総体で次の部に、引退するかもしれないという、一番やっぱり子供たちにとっても記念になる大事な大会なんですけれども、一律500円参加費を取ると。新人戦も、それから県大会も500円ずつ取っていると。その前に、平成27年だったかな、運動部入ると100円の自己負担を取っているということで、お金を取り始めているわけですよ。スポ少もいいんですけれども、スポ少に補助金出すのであれば、なぜここの子供たちのところに500円の参加費を取るのか。39万円しか来年は総体の予算がないって聞いています。平成21年度は70万の総体の予算が県から来ていたんですけど、どんどん減らされて、平成30年は25%のシーリングがかかって、来年39万円しかない。これではメダルも出せない、賞状1枚ぐらいしかできないくらいだと聞いております。だからしょうがない、500円取るんだよと言っていたんですけど、何でこんな子供たちにしわ寄せするんですか。500円の、どうして参加費取るようになったんですか。もっと山梨県として、スポーツ振興するのであれば、こんなお金取らないで、体育大会をしっかりできるように、運営するように補助するべきじゃないですか。

丸山スポーツ健康課長 委員から御指摘をいただきました、県中学校総合体育大会、これらの大会、県の大会としましては、中学校でいうと、ほかに新人大会でありましたり、選手権大会、それからこの学校体育大会等補助金につきましては、そのほか関東大会、全国大会が開かれた場合の経費の助成でありましたり、それから関東大会等への派遣、参加料への補助というようなこともさせていただいております。小中学校体育連盟のほうに補助をさせていただいておりますが、今年度、来年度で申し上げますと、ほぼ同額、少し少ないかもしれないんですけど、ほぼ

同額というようなことで積み上げをさせていただいております。運動部活動について、来年度、持続可能な部活動を目指して、検討会を立ち上げて、いろんな面で検討をしていきたいと思っております。

小越委員

その大会というのは、関東大会、全国大会に、山梨県から例えばバレーボール1つだけだったら全額使えますけど、バレーボールも行けるようになった、サッカーも行けるようになったってなりましたら、例えば100万円のを2つに分けるわけですよ。そうすると自己負担がふえちゃうわけですよ。いっぱい頑張って、勝って、全国大会行けるようになった。だけど2つも3つも行けるようになったら、一人一人の自己負担がふえてしまう。それはおかしいんじゃないありませんか。だったら、全国大会に行ったら1人当たり半分補助するとか、そういうふうにしていかないと、頑張ったけど、勝ったけど、今度お金ができてしまう。それは間違っていると思うんです。今言いました、持続可能な部活の制度というのは、どういうことを考えているのか、それは予算上どこに入っているのか教えてください。

丸山スポーツ健康課長 予算面につきましては、経常的な経費などを使ってやっていきたいと考えております。また、持続可能な面につきましては、運動部活動におけますさまざまな面の課題があるかと思えます。子供たちの多様なニーズに答えるべき部活動のあり方もあるかと思えますし、また教員の方々の負担の軽減という面もあるかと思えます。そういった面、もろもろ含めまして、幅広い視点を持って検討していきたいと考えております。

小越委員

持続可能なスポーツ活動というのは、どういう意味がよくわかんないです。持続可能じゃ、もうないですよ。だって、2万5,000円しか、頑張っているとしか来ないわけですよ。参加費を500円ずつ取るようになる。子供たちは、確かに人数は少なくなってきましたよ。だけど、今の時代も、20年前の子供たちも、スポーツやっていたわけです。やりたかったわけです。これからもやっていていただきたいし、それがスポーツ振興だし、小・中学校のときのスポーツにどうかかわるかっていうのは、生涯のやっぱりスポーツの入り口になってくわけですよ。そのときにお金があるかないかとか、経済的負担があるかということで、そのスポーツに入れるかどうかっていうのが大きな負担になってくわけです。持続可能になっていうところで、例えば総合クラブのところに行くという方向もあるかもしれませんが、頑張っている部活だけじゃなくて、そんなに成績よくないかもしれないけども、スポーツにかかわってきこともあります。それは多様なニーズってなれば、やっぱり部活動は教育の一環としてやっているわけですから、スポ少とはまたちょっと違うんですよ。学校の一環としてやるのであれば、そこに経済的負担を強いるようなことはやめるべきだと思います。

小田切次長・総務課長事務取扱 先ほどの小越委員の、教員の数が減るという話で、1つだけ補足させてください。

今、定数というのは、基礎定数と加配があるんですが、どちらも共通して、学級や学年の児童生徒数というのが基礎となっており、そこから計算をします。子供たちの数が減っているという状況の中で、どうしても減る傾向にあるということだけ補足させてください。

討論

小越委員

この新年度予算に反対いたします。  
教員の数を減らし、業務改善のスタッフもふやさず、子供たちには競争を強いるテストを強いて、そして教育の一環である部活動の経済負担を強いることであり、この新年度予算に反対します。

採決

採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

### ※付託案件

#### ※第15号 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中改正の件

質疑

山田（一）委員 施行期日が7月1日ということで、これは特に何か意味があるのでしょうか。

保坂社会教育課長 施行期日が令和2年7月1日からということでございますけれども、広報に3カ月ほど必要ということで、7月1日からとさせていただいているところでございます。

永井委員

何点か伺いたいんですが、今、説明の中で、自撮り被害に遭う方が本県にもいらっしゃるって言ったんですけど、だいたいその件数っていうのはどれぐらいあるんですか。

保坂社会教育課長 平成30年度、警察庁の調査によりますと、山梨県内、平成30年度検挙件数が15件、被害児童数が10人ということで、26年に比べましておよそ2倍ふえていると、このような状況でございます。

永井委員

その提供を求めたりとかする行為は30万以下の罰金で、(2)のところにあるんですけど、フィルタリングがあるじゃないですか。これ、例えば岡山とかだと条例で、議員提案なんですけど、罰則規定があったりするんですけど、これは例えばフィルタリングの必要性の説明等を業者が書面で交付してなかったり、親の書面の提出義務みたいなものに違反したら、どうなるんですか。

保坂社会教育課長 これは、フィルタリングに関してということでございますけれども、これはフィルタリングの事業者等による書面の保存義務に関して、違反した事業者に対しては知事が勧告、公表することができるものとしております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第23号 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

質疑

小越委員 これは、教員の働き方改革に伴って、45時間以内、360時間以内に定める、国が出しているガイドラインを、それに沿ってこれを条例で定めるという理解でよろしいでしょうか。

初鹿野学力向上対策監 国のほうでは、上限に関します指針を出しまして、今、説明がありましたとおり、在校等時間という形で、教員の勤務時間を新たに設定しまして、その正規の勤務時間等を引いた勤務時間外の時間外在校等時間というものを、月45時間、年360時間とするということで、その内容を教育委員会規則等に入れるということになっております。

小越委員 その45時間以内、360時間以内というのをしっかり管理するために、確か予算で出ていた校務分掌システムだと思うんですけど、その校務分掌システムの予算とこれが連動しているという理解でよろしいのでしょうか。

初鹿野学力向上対策監 小中で導入します、校務支援システムにつきましては、学校の成績とか、生徒の在籍情報等を管理する部分と、先ほど委員御指摘のありました、勤務時間等を、出退勤を管理するものとあります。それを導入したところにつきましては、この4月1日以降随時管理を始めるということでございます。

小越委員 高校はどうするんですか。

初鹿野学力向上対策監 高校につきましては、パソコンのログイン・ログオフ、1人1台パソコンがございますので、その情報をもとに出退勤を管理する予定でおります。

小越委員 勤務時間も、高校もそうですけども、パソコンがオンしたときを、学校に来て仕事に、業務に就いたと理解してやるとなりますと、小学校や中学校の先生は、まず朝来ますと、子供たちを登校で、おはようございますって迎えているわけですね。多分、そこでパソコンを入れるのを忘れてとか、それをしないで登校指導しているってということもありますし、部活動をずっと指導していることもありますので、それはずっと、部活動も含めて勤務時間、在校時間というふうにカウントしてよろしいんですよね。もし、朝、パソコンを入れるのを忘れていたりして、例えば9時過ぎて入れる場合もありますけども、そういうことは誰が管理したりして、それは違いますよとか、ここはちゃんと管理できるのでしょうか。

初鹿野学力向上対策監 確かに委員御指摘のとおり、場合によっては教員のほうで記録を、オンオフをする前に業務ということはあるかと思えます。しかしながら、勤務管理につきましては、先生方の健康上の保障ということもございますので、その辺りにつきましては趣旨を徹底いたしまして、個々にきちんとメモを取るなり何なり指導していくような方向になろうかと思われます。

小越委員 それは誰が管理、学校の校長先生がそれを管理するのか、それとも市教委な

り県教委が、その人一人一人のものを全部管理するのか。どのようにそれを保存しておくのか教えてください。

初鹿野学力向上対策監 基本的には、校務を所管する教育委員会が管理する責任があります。もちろん校長にもございますので、日々の管理につきましては校長ということになるかと思われま。

小越委員 それで、この国が示しているガイドライン、45時間360時間以内を守らなければ、いわゆる変形労働時間制の導入はできないと、国会でも答弁されております。この1年やってみて、45時間360時間を守れない方がほとんどだと思うんですけども、そのときには、変形労働時間制を導入しないと、給特法に鑑みですけども、その方向でよろしいでしょうか。

初鹿野学力向上対策監 この4月から在校等時間の客観的な把握を始めるところでございます。あわせて、国のほうからは変形労働時間制の導入につきまして、指針が示されることになっております。他県の状況等を注視する中で、本県でも取り組んだ状況または国の指針の内容等、または他県の状況等勘案した中で、適切に判断していくということになるかと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第24号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 請願第1-7号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

永井委員 第1の7号、ゆきとどいた教育を求めることについての請願について、継続審査が適当であると考えます。

請願事項の各項目については、少人数教育政策はぐくみプラン、県立高等学校整備基本構想、山梨特別支援教育推進プラン等に基づき、それぞれ取り組み

を行っており、教育環境の整備・充実に順次努めていると承知をいたしております。また、知事は本県公立小中学校への、25人を基本とする少人数教育の推進に向けて、過日令和3年度から小学校1年生に25人学級を導入する方針を示したところであります。さらに、県教育委員会では、昨年度から本年度にかけ、各種審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で、今後の高校のあり方や、特別支援教育推進の方向性を検討している状況であることから、継続審査が適当であると考えます。

小越委員 採択すべきだと思います。

25人学級の推進、また特別支援学校の課題、過密を解消する問題、また子供の貧困対策も考えて、経済負担の軽減は県民皆さんの願いです。今、県が取り組んでいるという御意見がありましたけれども、県が取り組んでいるのであれば、議会としてもそれを推進するように、この請願を採択すべきだと思います。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質問に先立ち、執行部から第2号議案「山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例制定の件」、第10号議案「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等中改正の件」について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

質疑

(山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例制定について)

小越委員 さっき新年度予算の審議でやった、今、学校の体育関係は教育委員会に残って、それ以外のところは知事部局に行くっていうのですが、例えばこの県立射撃場ですとか、八ヶ岳スケートセンター、緑が丘とかはどうなるのか。学術文化財課は、そっくり全部この予算は知事部局に行くっていうことですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 まず、射撃場等の予算、今現在は教育委員会でございますので、教育委員会ですら予算化をしておりますが、こういった予算が、もし組織改正がされた場合には、それに伴って知事部局に移行することとなります。学術文化財課につきましては、基本的には学術文化財課が、知事部局に移管される形になります。

小越委員 ここで賛否を言えば、私は反対なんですけども、心配なのは、知事部局に行くという形で、教育委員会だから公立中立そしてどんなものでも同じように扱ったんですけども、知事部局に行くことで、知事の政治性によって扱い方が変わってきたり、ここに傾倒したり、ここは小さくなったりしてしまう、そういう心配があるんですけど、そういうことについては何かくぎを刺すというか、何かストッパーになるものがあるんでしょうか。

小田切次長・総務課長事務取扱 まず、ストッパーになる部分とすれば、この予算が一つあると思います。予算は、事務執行のもとでございますので、予算化されているものは必ず行うことになると思いますので、ストッパーになると思いますし、また仮に知事部局に行ったとしても、この文化行政、文化財保護、またスポーツ部分については、よりよい方向へ行くように、知事部局のほうで判断をしていく。もちろんそこに教育委員会が絡んでいくことは、そのまま行っていくと思います。

小越委員 各種審議会とか委員会とかあるんですけども、それはどうなるんですか。その管理とか、所掌というか、それもそちらに行くのか。

小田切次長・総務課長事務取扱 今回のこの特例に関する条例は、附則で、いろんな条例等で決まっていることが、あわせて移管されるような形になっており、審議会等もあわせて動くこととなります。

(新型コロナウイルス対策について)

永井委員 何点かお伺いしたいと思います。

最初に、コロナウイルス対策のことについて伺いたいと思うんですけども、やまなし子ども・子育て支援条例という条例があって、その中の22条に、災害時における子ども子育て支援という条項があります。

現在、県議会としても今回のウイルス対策については、災害という位置づけでいろいろと話を進めているんですけども、この中に、県は災害が発生した場合にあっては、国、市町村、教育関係者と連携し、子供の心のケア、就学及び学習に関する支援を継続的に推進するものとしますという条文がございます。就学等、学習に関する部分に関しては、既に各学校、小学校、中学校、高校とも対応していると思うんですけども、今現在、このコロナウイルスに対して、子供さんの心のケア、例えば、今、放課後児童クラブとか、昼間学校に行かれる生徒さん、きのうも小越委員からも話がありましたけれども、私も、今、息子の学校で話を聞いていると、やっぱり皆さん黙って、静かに座ってやっているとか、また家の外に出られないので、なかなか精神的にも厳しいとか、報道等々にもあるんですが、この子供の心のケアに関して、現在県教委として行っていることがあるのでしたら、まず教えてください。

中込義務教育課長 学童とか学校で受け入れをしておりますけれども、この状況で、非常に子供たちには大変な思いをさせているということは承知をしております。どのような心のケアということですけども、まず第一に、スクールカウンセラーによりまして、必要な場合にはいつでも対応できるということを考えております。それとあわせて、通常の中で、学校の職員が電話なり、家庭訪問を辞退するお家もありますので、電話なり、何らかの方法で、何か変わったことがあった場合には対応できるようなシステムを取っております。

廣瀬高校教育課長 高等学校におきましても、基本的には今の義務教育と同じ対応でございますが、スクールカウンセラーについて必要に応じての活用、それから生徒とは定期的に連絡を取りまして、健康状態や家庭学習等の状況を把握して、生徒・保護者の不安解消に努めるように、学校に通知しているところでございます。

永井委員 スクールカウンセラーは、じゃあ今までどおり学校に、当然指定日みたいな

ものがあるときに、子供さんとか親御さんが今までどおりに活用するようなイメージで使うっていう感じなんでしょうか。今までどおり使えるというような、そういうイメージでいいのでしょうか。

中込義務教育課長 配置の曜日がありますので、原則としてその曜日で使えるということですが、要請のカウンセラーの枠がありますので、必要に応じて要請のカウンセラーを派遣するという対応を考えております。

永井委員 そのスクールカウンセラーについて、これは使えるよと、例えば要請も要は使えるということがわからなければいけないんですけども、そういうスクールカウンセラーが使えますということは、今回の部分の中で、各市町村教委に通知等はしておるのでしょうか。

中込義務教育課長 3月2日付の通知で、臨時休業中における新型コロナウイルス感染症への対応ということで、児童生徒の保健管理とあわせて、心の面でのケアを十分してくださいと、何か変わった状況があれば学校のほうに報告をいただくというシステムになっておりますので、その中で相談した上で対応していきたいと思っております。

永井委員 多分、そのプリントも行き渡っていて、何かがあったら学校に相談ということで安心はしたんですけども、これは済みません、私の周りの話なんですけど、私の息子、今、小学校です。今、休校中で家におります。私の息子の友達などの話も聞きます。こんな状況ですけど、やっぱり友達と遊びたいとは言うんですけども、だけど学校でやっぱり先生から、家から出ちゃ駄目だよということは、結構徹底して言われているので、家にいます。今の子ってすごく、非常にある意味言うことを聞くような子が多いので、学校の先生から、特に低学年、うちは2年生なんですけど、低学年の子っていうのは、出ちゃ駄目だと言われれば出ないんですよ。やっぱり家から出ては駄目だと、コロナウイルスということの何となく恐怖はわかっているんで、家から出ないんですけども、そうすると、今の心のケアではないですが、だんだんストレスがたまってくるんですよ。だけど、やっぱり学校からの通知の中では、出ちゃいけないということになっている。

例えば、全体で集まって何か遊ぶとか、学校に集まって何かっていうのはなかなか難しいと思うんですけども、多分、定期的にその先生たちが、今から2週間、いろんなところで連絡を取るんですけども、例えばその中に、ぜひ運動を、うちの小学校に行くと、縄跳びとかを、今、一生懸命練習しているので、例えばそういう部分とか、散歩をすとかいう部分を、ぜひ何らかの形で各市教委にお話しがいただけないかなと思います。実は、公園には、うちの近くにもあるんですけど、結構いるんですけど、公園も悪くはないんですけども、やっぱり遊具を使って遊ぶと感染のリスクなんかもあるので、例えば外遊びとか、外スポーツとかの、おすすりなものを何個か、こういうのだったらリスクが低いですよみたいなことができる、さっき言った、がつつりした心のケア以外の部分でも、子供の心のケアにもなっていくんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

中込義務教育課長 御指摘の点につきましては、さまざまところから御意見をいただいているところがございます。実際、友達との交流が少なくなるということは承知しております。それで先ほど申し上げました、心身のケアというところは本当

に必要だなど思っておりますが、さらに御指摘のとおり、感染症に留意しながら、学校で受け入れている場合にも、体育館や校庭において、時間を区切って、少人数で運動するみたいなことも工夫をしております。休みに入る前に幾つか取り組みのメニューですとか、学習も含めて、運動についても幾つかメニューを示しているところがあったり、ホームページ上に載せているところがありますので、それらの活用をするようにということで、もう少し長くなった場合には、また検討をしていきたいと思っております。

永井委員

ぜひ、ホームページも多分載っているのも、そういうところも時々見るような指導もよろしくお願ひしたいと思うんですが、あと1点、コロナのことで、今、学校が閉まっています。小中高閉まっています。ただ、閉まってはいるんですけど、多分、民間の塾ありますよね。塾に行っている子たち、これも私の知人からあったんですけど、塾にはやっぱりみんな行っているんですよ。塾は環境が全く一緒ですよ。密室した中に。例えば一般の塾は、経営としてやっているから、なかなかあれなんでしょうけども、この塾に対する何か指導とか、対応とか、県教委として何か言われている部分っていうのはあるんでしょうか。

中込義務教育課長 御指摘の塾につきましては、非常に難しいところであると思えます。原則、近い距離で長時間いるということはリスクが高まりますから、望ましくないということで、県教委では出しておりますけれども、その辺り、どこで線を引くかというところは非常に難しいところがございますけれども、まず先ほどの長時間近距離でないということを原則に進めていただくと、対応をお願いするということ、今後も依頼をしていきたいというふうに思っております。

永井委員

なかなか難しい問題だとは思ったんですが、伺ってみました。ありがとうございます。

(甲府西高校の国際バカロレアについて)

コロナの話はこれで終わりにして、もう1点伺いたいんですが、国際バカロレアがいよいよ甲府西高校で導入をこの4月からされます。バカロレアについて、導入をされるということもあるので、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この導入の経緯なんですけども、そこから伺いたいんですが、どうして西高なのかということと、またバカロレアを導入する意義というか、経緯というか、その部分を最初に伺いたいと思います。

廣瀬高校教育課長 まず、甲府西高校への導入の経緯でございますけれども、平成28年の2月に知事は県立高校への国際バカロレアディプロマプログラム課程の導入を表明いたしまして、同年7月に甲府西高校への導入を決定したところでございます。甲府西高校に導入した理由でございますが、バカロレアの科目設定が容易で、選択の自由度が高い、柔軟な教育課程の編成が可能な単位制であるというようなことですとか、またあるいは通学の利便性、幅広い地域から通学が可能であることとか、またあるいは高校の特色づくりなど、他校とのバランスについても考慮した上での、甲府西高校への導入の決定ということになっております。

それから、国際バカロレアの導入による生徒への効果ということがございますが、もちろん国際的に通用します資格を取得することができるということがございますけれども、それ以外にも、なかなか日本の教育課程では得ることが

できないスキルやマインド、具体的にはプレゼンスキルですとか、クリティカルシンキング、思考力、忍耐力、やり抜く力、そういったようなものも身につくと考えております。

永井委員

今まで甲府西高校、単位制ということで、一つの特色だったんですけども、甲府一高の探究科だったり、甲府南高の理数科だったり、いろいろな高校の特色があったんですけども、ようやくというか、単位制の上にこのバカロレアが乗ってくるということで、私も非常にOBとして楽しみなんですけど、その中でこのバカロレアを進めていくに当たって、この28年からずっと進めてくるに当たって、さまざまな施設整備とかの準備が行われていると思います。いよいよ3月になって、ここまでの準備状況、どんな感じでスムーズにいつているかということも含めて伺いをしたいと思います。

廣瀬高校教育課長 これまでの準備状況でございますけれども、平成30年の9月に認定の申請書を提出させていただきました、昨年の4月に正式な認定が決まったところでございます。いよいよことしの4月からスタートということでございますが、これまで甲府西高校におきましては、教員の指導力の向上のため、先進校の視察によりますノウハウの習得ですとか、また国際バカロレア機構主催のワークショップへの参加ですとか、また校内での研修会などを実施しております。

それから、開設に当たりまして、いろいろな施設設備の条件がございますが、特に今年度につきましては、教員用のミーティングルームですとか、またあるいは生徒用のラーニングスペースなどの整備を進めておりまして、今年度に完了することになっております。

永井委員

令和2年度から本格導入ですから、今年度中にできればいいわけなんですけども、そういう部分で順調に進めていられるということで。また、いよいよ今年度からなんですけれども、先生方の今研修があったなんていうことでもあります。先生方の研修等も含めて、今年度こういった取り組み、来年度の2年生からいよいよ本格的になるのですけど、今年度の取り組み、また対応について伺いたいと思います。

廣瀬高校教育課長 令和2年度につきましては、引き続き先進校への視察ですとか、バカロレアの資格の取得研修会への教員の参加、それからあと生徒用のタブレット端末の導入等の整備、そして生徒に対しましては、新入生を対象とした説明会を早速行う予定でございます。加えまして、特に希望する生徒や保護者を対象としましたディプロマプログラムのガイダンスですとか、科目体験授業などを実施する予定でございます。さらに県内の先進校から講師を招聘いたしまして、希望者を対象にしました体験講座なども実施いたしまして、いよいよ令和3年度からの履修に向けた準備を進めていく予定でございます。

永井委員

先ほどの当初予算の中でも、そのタブレットの予算等も載っていましたが、施設整備がいよいよ進んでいくということで。ぜひ、これ、県内で初めてのことであります。多分、ことしの新入生、希望を持って、このバカロレア、課長にも少しお話を聞いたところ、前年の説明会もたくさん生徒が来ていたというお話も聞いています。スムーズに、ぜひこのバカロレアを、しっかり生徒の多様なこのニーズに対応できるような運用を、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

最後なんですけれども、この導入に当たって、ここに斉木教育次長がいらっ

しゃいますけれども、この導入のときに、甲府西高校で校長もやられていて、このバカロレアに対する思いもあると思うんですが、このスタートに当たって、ぜひその辺の思いがありましたら、最後思いを伺って、質問を終わりたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

斉木教育次長

今、お話を伺う中で、平成28年の7月に甲府西高に決まったっていう新聞記事を私も見まして、当時校長室で1人でにんまりして喜んでいたのを覚えております。

国際バカロレアといいますと、予算の説明書にもございますが、国際的に活躍できる人材の育成とか、あるいは国際的な大学入学資格があるというふうに言われておりますけれども、西高の現状の生徒でも、高校出ていきなり海外の大学っていうと本当に限られて、例年コンスタントにいるわけでもございませんで、そういう点が余り表に出てしまうと、一部の生徒の魅力にとどまってしまうのではないかと考えております。

I Bの教育プログラムでは、国際的な視野を持たせるところをうたっておりますので、この点が大事ではないかというふうに、学校では検討を進めてまいりました。これをもっと読みかえますと、自分の核となるものを大切に育てながら、違う価値観にも開かれている柔軟さを子供たちに育てる。そういうふうなところを中心に考えてまいりました。

I Bの授業は、数学とか理科とか、普通の学習指導要領と同じ科目が並んでいるわけですがけれども、授業の形態はほぼ生徒同士の討論で進んでいきます。なので、討論が苦手な子供っていうのも正直いると思います。私なんか、教員の研修に行って、いきなり討論してくださいなんて言われると、すぐ帰りたくなってしまふような口なんでございましてけれども、生徒にもそれぞれ合った学習の形態があると思いますので、あんまり多くの子がこのバカロレアに手を挙げるといふことは、想定はしにくいと思います。

ですが、教科書の隅々まで扱わなくても、こういう勉強を通じて飛躍的に学力が伸びるといふ生徒は一定数いると思います。ですので、学校ではI Bの科目全てでなくてもいいので、I Bの科目全てを取ってしまいますと、時間割が全部討論中心の授業になるということで、それはそれで生徒にとってタイトなことになりますので、一部のI B科目の履修でもいいので、積極的に手を挙げてほしいということ、学校で私のいるところから検討をして、カリキュラムをつくってまいりました。

I Bの認定校を目指す中で、学校全体で教育とは何かということを開き直し、指導方法の改善に動くということの意味は、大変西高にとっては大きいと思っております。当然、今後他の高校への波及効果も十分期待できると思っております。

(新型コロナウイルス対策について)

志村副委員長

私も新型コロナの関係で、きのうは福祉保健部にお話をしたんですが、教育委員会とも連携をしてということで、ぜひお願いをしたいという点で1点。

今、これから1カ月ぐらい休みになっていて、小学生を始め、学校が休みになって、それで一部は学童保育で対応しているんですけども、そこから漏れるお子さんたちも当然いるという中で、学童の現場の支援員の先生方がおっしゃっていたのは、どうしても長期の休みになると、まず食事の状況が悪くなると。給食に頼らざるを得ないというような方々が若干いるということの中で、例えば夏休みが終わるとだいぶ痩せて登校してくる子がいると。今回もそういうことが非常に心配されるんだけど、給食の対応は、食材はほとんど廃棄とか

になっちゃうわけで、対応しないということで、食事の部分で非常に心配があると。御家庭で留守番をしているような状況だと、レトルト食品なんかを食べて、栄養が偏ると。そうすると、やはり今回、収束に向かうことになって、4月になって、学校に出てきたときに、だいぶ健康状態がよくないだろうと。年度の始めなんで、健康診査、身体測定等すると。さらに学力のテストなんかもする場合もあるということで、これは今回の一斉休校が、場合によっては健康発達とか、それから学力とかっていうところに影響してくる可能性があるのではないかと。

その辺をぜひ教育委員会のほうでも、各学校を通してフォローするような、あるいは調査をして、実態をしっかりと把握して、対応を進めていただきたいというお声もいただいております。現時点で、教育委員会のほうでどのようにお考えになっているのか、御見解をお願いします。

中込義務教育課長 それでは、学習面のことについて御説明をいたします。

保護者の方々からも、臨時休業により学習におくれが出るのではないかと御心配をされているということも聞いております。そういう点で1日半、国の指示、要請よりは延ばしましたので、その間に、土日を使ってほとんどの学校では課題等をつくりまして、十分に学習プリントを用意したり、家庭学習を子供たちが自主的に行えるようにというふうな対応を取ってきたところでございます。それ以外にも、いわゆる漢字ですとか、読書、自分でできること、さらにこの機会を通しまして、興味あることに目当てを持って取り組むということで、子供たちの意欲をさらに伸ばすような取り組みを進めるようにということでお願いしたところでございます。

そうは言いましても、なかなか大変な状況もございますので、十分に把握をしながら、また指導のほうを行っていきたくと。それにかかわりまして、昨日、各事務所、地教委を訪問しまして、いわゆる学童、放課後児童クラブと学校との連携ですとか、子供たちの学習の様子を把握してまいりましたので、それを踏まえてまた対応を考えていきたいと思っております。

志村副委員長 健康状態もあわせてと思えますけど、いかがですか。

丸山スポーツ健康課長 先ほど義務教育課長、高校教育課長のほうから、日ごろの健康管理について、学校によく報告を、問題があるような場合、あるいは心配な場合には連絡をしてくれるようにということ、各家庭に届くような形での通知をしている旨の発言がありましたとおりで、そういったところから子供たちの健康につきまして、日ごろから注意をしていただく。そもそも今回の新型コロナウイルスにかからないということでの、せきエチケット、うがい手洗いの奨励ということについては、かねてからやっているとおりでありますし、今回の臨時休校についても徹底をしていただいているところでございます。

志村副委員長 私も下の子供が中学2年生で、中学生ぐらいだと、もうだいたいそんな心配もしないんですけども、課題はたくさんもらってきて、しっかり勉強せえよということでありました。ただ、例えばそれ以外の部分でも、図書館等も一斉に休館とことで、そういう部分ではどうしてもインターネットとかに頼ってしまうということで、ネットでも学習支援のポータルサイト、文科省初め民間もいろいろ出してくださっていますので、そういうものも活用していただくということになりますけど、あわせて、例えば図書館の非常勤の職員とか、それから教員でも非常勤の方々の待遇が、休みになってしまうことによる影響も出てい

るといふことで、これに関しては教育委員会のほうから、今回休業補償とか経済対策とかいろいろ出てきていますけども、正規の先生方はともかくとして、そういった非常勤の先生方とか、市町村で雇っている場合は市町村経由でということになると、市町村からってことになると思いますけども、そういった方々の対応はどうなっているのか、現時点でもし何かされていることがあれば教えていただきたいんですけど。

中込義務教育課長 御指摘の県費負担の非常勤職員の勤務でございますけれども、ここで授業がなくなってしまうということになりますけれども、3月3日付で通知を出しております。具体的には、本来の業務のほか、関連業務を検討した上で、臨時休業中に職員が業務に従事できる環境を整えてもらいたいというふうな趣旨の通知を出しております。具体的な例としましては、例えば授業を持っている方が、授業がない場合でも、臨時休業期間中に学校へ来た1、2、3年生の児童への対応ですとか、いわゆる教材研究で、環境整備等、その辺り、ふだんなかなか手が回らないところにも十分にここで準備をして、来年度に備えてほしいということでも通知を出しております。

志村副委員長 本当に、これまで余り例のない対応ということなので、いろいろと大変な点は多々あるかと思えますけども、今後も自宅学習あるいは休校にかかわる配慮等をまたお願いをします。

(文化芸術基本条例について)

あと1点、コロナ関係じゃないことを1つだけお聞きしたいんですけど。

文化芸術基本条例というのが山梨県ありまして、それでその第17条で、子供の感性及び想像力の育成等という条文の中で、機会の提供とか、学校教育における文化芸術に関する教育活動の充実その他必要な施策を講じるというふうにあるんですけども、山梨県の文化芸術にかかわる、学校教育の中での取り組みというのがどうなのかと。

なかなか、山梨県でやってくださっているアンケートを見る限りだと、平成30年のもので、芸術文化環境をどのように感じているかっていうものに関して、満足・ほぼ満足というのが2割以下。これは平成25年に、その前の調査のときには22.9%だったんですが、平成30年の調査で16.6%にだいぶ下がっていると。そして逆に不満である・どちらかといえば不満であるという回答が、5年間で30.2%ということ、上がっているってということで、非常に保護者としても心配です。

主体的、対話的で深い学びというものを目指していく中でも、やはり想像力とか創造性というものを育てていく、涵養していくということが非常に重要であるということ、そういう文化芸術に取り組んでいる方々からも、半ばお叱りの言われて。山梨県で現状、文化芸術の教育に対しての取り組みというのを、どのように力を入れていくのかということをお聞きしたいので、よろしくお願ひいたします。

廣瀬高校教育課長 高等学校におきましては、芸術鑑賞会というものをほぼ毎年、各学校で企画をしております。いろいろ形態を変えながら、だいたい秋口ごろにやる学校が多いかと思えますが、そういった文化というものに触れる機会というものをつくっております。それから、部活動におきましては、文化部の入部率の状況なんか見ますと、ほぼ率的には横ばい状態でございますけれども、ただいろいろ報道もされていますように、本県の高校生の文化部の活動というものは、

非常に成果といいますか、上がっております、全国総文祭におけます入賞ですとか、またあるいは自然科学部門でのいろんな入賞等々、そういった部分での活動というものは、比較的活発に行われているんじゃないかと思っております。ただそれが全ての生徒かというとなかなかそうもいかない状況もございますので、やはり文化に触れる、よいものに触れる、芸術に触れるということは、やはり子供たちの感性を育む意味で、非常に重要かと思っておりますので、そういったような活動につきましてもやはり今後また考えていきたいと思っております。

志村副委員長　きょう、一応投げて、教育委員会、学校教育なんで小中高含めて、いろんな機会、やっぱりもう一度文化芸術教育というのを再度見直しをして、ぜひさらに力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思っています。鑑賞機会の充実っていうことも、そのアンケート調査の中で、それを望んでいるっていう回答が非常に多かったという結果も出ていますので、それも含めてぜひ対応していただきたいということを申し上げて、以上で終わります。

向山委員　何点かお伺いをいたします。

まず、永井委員のほうでバカロレアのことを御質問がありました。私も甲府西高のOBとして大変うれしく思っています。斉木次長が校長のときに、自分も学校評議員で一緒にかかわらせていただいていたんで、ぜひ前向きに捉えて、より幅広い生徒が世界に羽ばたくような、またそれで山梨に還元できるような教育をぜひ提供していただきたいなという、これは要望だけさせていただきたいと思っております。

(新型コロナウイルス対策について)

コロナウイルスについて何点かお伺いをするんですけども、まず、3月のこの休校明けの措置を、どの段階でどういう形で判断をして、4月以降の入学式あるいは新学期につなげていくのかという、今現状で予定しているものがあればお伺いしたいと思っております。

中込義務教育課長　明けの措置ということでございますけれども、直近で、来週中に臨時休業の措置が切れる市町村がございますので、その対応につきましては、まだ情報が入っておりませんが、きょう中には何らかの対応をするというふうに思っております。その後の入学式等、行事に関してはまだアンケートを取っておりませんが、今後の離任式ですとか修了式、卒業式については、例えば時間を短縮する、間隔をあける、来賓の出席を制限するなど、さまざまな対応を取っているということを聞いておまして、その調査がきょう中ということになっておりますので、来週にはその方向性を県のほうで確認できますので、それにあわせてまた対応を考えていきたいと思っております。

向山委員　確認なんですけども、国の方針があって、県としてのある程度の統一方針があって、市町村があると思うんですが、その県としての方針は、基本的には3月中は休校というような考え方で市町村にお伝えをしているのか、また休校明けの取り扱いについても、県としての考え方っていうのはどういう形でお伝えをしていくような、今、方針でしょうか。

中込義務教育課長　小中のみということで限定してお話しをさせていただきますと、この前、春休みまでは休業措置を取っていただきたいというふうな依頼、要請をかけま

したので、そのまま春休みに入りますので、年度末までは休業を要請しているという状況でございます。

高校の状況につきましては、廣瀬課長からお願いします。

廣瀬高校教育課長 高等学校につきましては、日々状況が変わっていく中、日々状況を注視しながら検討を進めているところでございますけれども、ひとまず新入生の受け入れ体制ということで、新入生のオリエンテーションというものをやる学校が多いんですけども、そういったところのまた実施について、今、実施する場合にはどのような方法が考えられるのかということ、今、検討しているところでございます。加えまして、終業につきましても、やはり何らかの形でこの年度末のこういうけじめといいますか、区切りというものをつける必要があるというふうに考えておりますので、この日程あるいは実施時間、方法等につきましては、今後の状況を注視しながら、また検討、指示をしてまいりたいと考えております。

向山委員 国の方針のほうで、緊急事態ということで、子供の安全第一また感染拡大を阻止するための措置ですので、ぜひ子供の安全第一で取り組んでいただきたいと思えます。

そうした中で、3月いっぱい予定していた時間がなくなることで、その先を考えると、授業時間の確保を考えなきゃいけないと思えますけれども、これからの協議内容また議論にもなると思うんですが、例えば夏休みの削減とか、休みの削減というようなところは、今、検討に入っている段階でしょうか。

中込義務教育課長 3月末までに指導すべき学習内容が終わらなかった場合ということでございますけれども、こちらは全て終わってなくても、進級・卒業認定については差し支えないということが文科省から通知をいただいております。ただ、学習が十分に行われていなかった部分につきましては、4月以降、次の学年ですとか進学先において、必要に応じて補充のための授業を行うことも想定しているということで、必ずしなさいということではございませんけれども、接続上困らないような対応を取るようということで、国のほうからも指示が出されているところでございます。

向山委員 必要であればということだと思えますが、授業時間、子供たちからすれば、休みのほうが絶対いいんですけど、学校の先生たちの計画の中での学習が消化しきれない部分は、大胆にそこは夏休みの短縮も検討しながら、授業時間を確保することも必要じゃないかなと思えます。気温の問題、暑さの問題等もあると思うので、冷房設備の完備した、あるいは環境も整える、そこも鑑みながらだと思えますが、そこは県教委としての方針をしっかりとって、また市町村とも連携をしながら、授業時間の確保を行っていただきたいと思えます。

休みの中の話で2点、ゲームの依存症について、新聞記事等でもあったんですけど、やはり子供たち、時間がないと、外にも出られないっていうと、ゲームにかなり没頭してしまうっていうようなところがあると思えますので、保護者の皆さんに、そのゲームの依存症に対しての注意喚起、また子供たちにどのような対策を行っているのか。

もう一つは、休みが多くなるとやはり非行だとか、そうした部分の心配も出てくる場所がありますので、県警との連携をどのように図っているのか。この2点をお伺いします。

中込義務教育課長 先ほどのいじめや悩みですとか、そういうこととあわせて、いわゆる生徒指導面ということで、3月3日付で通知を出しております、その中でインターネット上のトラブルの未然防止ということで、ゲームを含めて、スマートフォン、インターネット利用する場合、ゲーム等、それにかかわって十分に考慮した上で、安全安心な利用をするということで通知を出しているところでございます。県警との連絡でございますけれども、こちらにつきましても、今、市町村のほうからはまだ対応してございませんけれども、こちら、十分に対応していきたいと思っております。

小田切次長・総務課長事務取扱 県警との関係につきましては、私のほうから御説明をいたしますが、知事から県警本部長へということなのですが、子供が家に1人である場合とかもありますので、県警のほうには平時よりも見守り等をしっかりやっていただけるようお願いをしているところでございます。

向山委員 ゲームの依存症の部分で、書面で行っている部分があると思うんですが、ぜひ、学校の先生方は注意をされていると思うんですが、休み明けの部分、そこを注意していただくのと、山梨の場合、集まる場所はだいたい特定が、ある程度決まっていると思うので、そこについて県警と、また保護者の皆さんとも連携して、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

(学童保育について)

学童保育で1点聞きたいんですけども、学童保育は行っている中で、国で、教員もそこに携われるというような方針が出されていると思います。新聞等でも本日だったかな、市町村ごとに学校開放しているようなところもあると思うんですが、学校の先生が今足りない指導、学童の中に入り込んでやっているというような事例を確認されている部分、ありますでしょうか。

中込義務教育課長 市町村により、かなり工夫されながら対応しているというのが現状で、例えば甲府市でありますと、朝8時半から14時までは基本学校で受け入れまして、その後14時から19時まではいわゆる学童、放課後児童クラブで受け入れるという形を取っておりますが、必要に応じて教員が学童へ行くところの例としましては、こちらで把握しているところでは、都留市の学童保育に関しては、隣接をしているということもありますけれども、学校の教員が学童へ行きまして、ともに指導しているというようなことを確認しております。

向山委員 都留市のほうでは行っているということだったので、現状、抑制をしながら、利用者の皆さんも行っているような報道もありましたんで、またこれからふえてきたときに、そこら辺も学校の先生方にもいろいろな面で助言、指導しながら行っていただきたいなと思います。

これもきょうの新聞に出ていた、給食のキャンセルについてなんですけども、この休校によって、本当に多くの給食が、無駄になってしまっている現状だと思いますけども、そのことについて、県教委としての何か、今、考え方とか、方策としてあればお伺いしたいと思います。

丸山スポーツ健康課長 現在のところでございますけれども、3月3日の日に午前中通って、その日に給食を提供してということで、3月4日から基本的には中止、給食についても中止という状況でございますけれども、この食材のところについては、基本的に保護者の方にこれ以上の負担がかからないようにということを中心に

まず考えていただいております。そのほか、地方公共団体であったり、あるいは学校給食のほうに納入している事業者の方々に、どうしてもほかに回せない食材についてというところの負担がかかる可能性が現にあるかと思っております。それに対する対応としまして、当方のほうでも全国知事会などのところで要望する機会、こういったところに損失がある場合には、補償をしていただけるような要望をし、また知事会でもそのような動きがあるとお伺いしております。

向山委員

食材がフードロスにならない取り組みも必要だと思いますし、保護者の皆さんがその分給食費かからないというところを、その食材を誰がどうするんだというところあると思うので、例えば積極的に県がそこを補償できるところは補償しながら、給食業者さんとも例えば話をし、子ども食堂だったりとか、給食がないことによって食事が届かないようなお子さんたちが、何とかその手段で届けるような手はずも、フードドライブだったりフードバンクもあると思うので、連携をしながら、いろんな方策をぜひこういう機会ですべても捉えてもらいたいなと思っております。そこを各都道府県教委、市町村の取り組み方それぞれあると思うんですが、ぜひそういうフードロスをなくす取り組みを積極的に考えて取り組んでいただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

丸山スポーツ健康課長 食材の保存可能なものについては、基本的に次回以降の給食に対応できるものについては保存をし、また生鮮食品などの保存ができないものについて、ほかに回せるものはほかに回していただくというようなことを、県教委のほうにも相談を、各学校からあった場合には、そういったことも含めて相談に応じさせていただいております。

先ほど申し上げたとおり、それにさらに損失が発生する場合については、国に対して何らかの補償ができないかということの要望をさせていただきたいと思っております。

向山委員

ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

(夜間中学について)

最後に1点だけ。夜間中学のアンケートの実施を今していただいてまして、これは永井委員も、また本会議で臼井議員も質問された中で、今回実現をされたと思っています。期間が3月の下旬までということなので、コロナウイルスの関係があって、なかなかその回収率も難しいんじゃないかなと思うので、延長をぜひしていただきたいなということを要望させていただくのと、あわせて、今、学校の教育委員会のほうで行っている、そういうアンケートの収集とか、そういったものがほかにもしあれば、そこも今のこういうような状況を捉えて、ぜひ延長をしていただくようなことを御検討いただければなと思います。御答弁お願いします。

中込義務教育課長 夜間中学につきましては、2月の下旬から3月26日までということで期限を切ってアンケート調査をしております。御指摘のとおり、このような状況でございますので、延長も含めて、回収率がまだなかなか上がってきませんので、検討していきたいと思っております。

(男女混合名簿の導入について)

小越委員

まず、男女混合名簿の実施状況についてお伺いしたいと思います。先日、高校の卒業式もありましたけども、多分、男子が先に呼ばれていたかと思っております。

今回の入試から、性別欄を書かなくてもよいとなったと聞いておりますけれども、男女混合名簿の実施は、例えば4月の入学式からは全て男女混合名簿になるというような方向で理解してよろしいでしょうか。

廣瀬高校教育課長 男女混合名簿の導入につきましては、昨年の11月に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みですとか、性同一性障害や性的志向、性自認に係る生徒への対応の視点から、導入について検討を要すべき重要な課題と捉えていると、御検討いただきたいという通知を出させていただいたところでございます。今年度につきましては、御存じのとおり、県立29校のうち6校、20.7%で導入をされておりますが、今回この通知の後、各校に回答を求めまして、来年度導入を予定している高校につきましては、新設校の青洲高校を含めまして10校でございまして、全体では53%の見通しでございます。なお、令和3年度にはさらに2校が導入を予定しております。

中込義務教育課長 小中でございますけれども、小学校は令和2年1月現在、94%の導入でございます。中学校は35%という状況でございますが、来年度以降導入を検討している学校は、小学校で1校、中学校で5校という状況でございます。

小越委員 少しずつやってくんですけど、なぜ広がらないんでしょうか。何がネックになっているんでしょうか。全国の、そしてジェンダー平等の立場から、SDGsの立場からも、すぐできる、そんなお金かからない話ですよ。県の教育委員会として、ほかの全国の佐賀県などでも、教育委員会として通知を出して、全部が男女混合名簿をやりますよって言えば、そんな難しい話じゃないと思いますが、なぜ進まないんですか。県教委として推進しようという姿勢が見えてこないんですけど。

廣瀬高校教育課長 先ほど申し上げましたとおり、私どものほうでも名簿の導入につきましては検討を要すべき重要な課題と捉えており、そういうような考え方を示しております。先ほど53%というようにお話をさせていただきましたが、そのほかにつきましても、現時点で対応を検討することとしておりまして、今後も導入を検討するよう、働きかけてまいりたいと考えております。今回、特に検討をという学校につきまして、その理由を幾つか拾ってみますと、名簿だけではなくて、さまざまな配慮項目というのがあると、多岐にわたっていると捉えております。そのようなことも、やはり十分検討した上で、導入を考えたいということです。それから、生徒や保護者への意見ですとか、理解を求めるのに少し時間が欲しいというような回答をいただいております。

小越委員 これは、子供のときから男子が先、女子が後っていうのがずっと染みついてきますと、それが文化のようになってしまうんですよ。だから、理解を求めるということ自体がわからないんですよ。日本全国の中で、山梨県が女性議員の割合が一番低いんですよ。そこの根底にあるのは、こういうことから始めていかないと、幾ら経ってもやっぱり変わっていかないと思っています。少なくとも教育のところは男女平等であるべきなんですから、LGBTの方も含めて配慮するのであれば、男女混合名簿、あいうえお順に並べるだけで、そんな難しいことはなし、エクセルで並べればいいだけですから、そんな難しいことはないので、すぐやっていただきたいと思えます。

(新型コロナウイルス対策について)

もう1点、コロナのことについて質問させてください。

国会を見ておりますと、今回の全国に一斉休校を安倍総理大臣が発表したのが27日の夕方6時半でした。私もテレビで見てびっくりしましたが、その後、国会でいろんな方々が質問していく中で、全国一斉休校の判断は、安倍総理大臣の、首相の政治判断だったと。専門家の会議は、話は聞いていないってことを国会でも答弁しております。27日に記者会見を受けて、山梨県もすぐ動いたと思うんですけども、山梨県として、同じように一斉休校をしようと決めたのは誰ですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 誰といたしますと、教育委員会で決めたということになります。今から1週間前の金曜日でしたが、知事から最短で3月3日午後からの休業検討要請を受け、決定したのは教育委員会だと思っております。

小越委員 教育委員会が判断した、市川教育長の判断でしたと、今、御答弁がありましたけども、専門家の意見を聞いたんでしょうか。医学的見地も科学的根拠も含めて、いかがですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 全国一斉の休校要請がありましたのが、先週の木曜日の夕方だったと思います。その後、教育委員会において、一体何が課題なのかと、休校するに当たって。確かにこれほど蔓延が叫ばれる中、何よりもやはり子供たちの感染症リスクには備えなければならないという中で、大きな課題は2つありまして、1つは学力、学習面での遅れはどうするのかということ、あと保護者の話。保護者への対応ができるのかどうか、その2点の課題があったわけですが、基本的には専門家の、例えば医学関係者の意見というのは、聞いておりません。教育委員会のほうで、子供たちへの蔓延のリスクに備えるために休校は必要だろうと考えた次第です。

小越委員 だから、結局、木曜日夕方突然発表されて、休校するに当たって何が課題かということ、休校ありきで全部考えているわけですよ。休校するってことが前提で、休校するかしないか、どうしようかということを考えてなかったわけですよ、山梨県、今の説明でいくと。でも、国会でも言っていましたように、科学的根拠がよくわからないまま、安倍総理大臣の独断で全国一斉発表になった。全国の学校見ますと、やっぱりうちはやらないよってところもあるわけですよ。やったけどやめたってところもあるんですよ。どうして山梨県は休校するってことを教育委員会だけで、専門家の意見も聞かずに、また教育の専門家の方々も聞かずに、教育委員会も聞かずに決めたんですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 まず、検討しておりましたのが木曜日の夕方です。全国一斉の要請では、3月2日の月曜日からの休校という話でした。私たちに残された時間は、金曜日1日しかありませんでした。金曜日1日で、果たしてそこが終業式みたいになってしまっただけよいかというところがまずありました。子供たちも、金曜日に朝学校へ来て、いきなり終業ですよという話で、その日のうちに学習教材などを持ち帰らなければならない事態が果たしてできるのかどうか、教育面からまず考えたということが実際だとは思っております。

その中で、先ほど委員の御質問がありましたように、休校しないという方針というのはあるのかどうか。私たちも、それはあるかとは思っておりましたが、この蔓延のリスクに備えるためには、全国一斉でやるべきものであるのならば、山梨としてもそれはやらなければいけないだろう。ただ先ほど言った、学習面

のおくれ、保護者への説明から、ある程度時間が必要と考えた次第です。

小越委員 それは長崎知事から指示を受けて考えたんですか。それとも、長崎知事とは別に教育委員会で考えたんですか。

小田切次長・総務課長事務取扱 長崎知事には、こういった課題がありますというお話はさせていただきます。それは先週の金曜日の知事の記者会見の寸前ではありましたが、休校への時間的な余裕は必要ですと教育委員会の考えを御説明いたしました。その中で、知事が教育委員会に要請をしたということになります。

小越委員 やっぱり安倍総理大臣と同じように、専門家の意見を一応知事は聞いたと言っていますけど、きのうの福祉保健部の中で、感染症危機管理委員会と知事が頼んだ専門家、どういう関係があるかっていいましたら、その専門家の会議は感染症危機管理と全く別だと。本来、感染症危機委員会で重大な決定をするときはそこに諮るというふうに答弁ありましたけども、それをせずに知事が決めた。その要請を受けて、教育委員会なんですよね。だけど、科学的根拠がないじゃないかと国の専門家も言っております。それで、やってないところもあります、実際に。休校しないって。羽生田文部科学大臣も、これは自治体の判断だと言っております。ということは、今、さまざまな問題出されました。子供の心のケアの問題、学習面の問題、それから治安の問題、それからいつ始まるのかも含めて、だったらこの一斉休校を、今始まっているところもあるんですけど、やめるということ。例えば、4月入学式までじゃなくて、来週で、1～2週間で山場というか、もう1～2週間経ってしまうわけだからそれでやめるという選択肢も、市町村教育委員会または県教委として、やめるという選択肢もあるということでもよろしいでしょうか。休校をやめるということ、元に戻すということも、そういう判断もできるってことでいいんですよね。

小田切次長・総務課長事務取扱 私どもとしましては、3月3日午後から春休みになるまで休校措置をお願いしているというのが、今の状態でございます。これを、始めるもやめるも教育委員会の判断だろうというお話ではありますが、今の時点での教育委員会の判断は、春休みの期間まで休校措置を続けるということになります。

小越委員 科学的根拠がなかったり、今、子供たちのことを含めると、あけるという選択肢もあるかと思うんです。同時に、あけるのが大変であれば、例えばつくば市のほうでは、給食を出しているところもありますよね。子供たちの心のケアと居場所をどうするかと含めれば、例えば給食を出す、そういうこともあるかと思うんです。それから、例えば学年ごととか地域ごとで、そのときだけ先生の顔を見に学校に来るとか、いろんなさまざまなことを考えないと、この1カ月の間に突然子供たちは分断されて、仲よく過ごしましょうというのは会っちゃいけません、駄目駄目のことをいっぱい言われて、どのくらいストレスなのかと思っているんです。と同時に、給食業者はこれで納品ができなくなって、経営が大変になっています。でも給食を希望しているお子さんもいますよね、確かに。給食があったほうがいいお子さんもいる。だったら給食も出すということも含めて、もっと柔軟に県教委なり市教委が子供たちの立場も考えながら、休校も一時的には取りやめるということも選択するべきだと思うんです。じゃあ、今度再開するときに心配なんですよ。子供たちはあと1週間とか、お母さんもそう、あと2週間とかって、先が見えれば頑張れるかもしれないけど、い

つまで続くんだらうと。

再開するときの判断は、教育長が決めるんですか。再開するときは、山梨県としてこの日から再開しますという、それは教育長が決める、教育委員会が決めるっていうことでいいんですね。

小田切次長・総務課長事務取扱 これからの新型コロナの蔓延の状況というのが一番だと思います。春休みまでと言っておりますが、それより前になるのか、それよりも後になるのか、それはまだわかりません。

小越委員 ぜひ、教育委員会としてのやっぱり責任も感じていただきたいし、教育委員会どう考えるのか、長崎知事と一緒に考えると同時に、専門家の声も聞いて、それから学習の先生方の現場の声も聞いて、子供たちに最善で最良のことを考えていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

(教職員のいじめについて)

飯島委員 ちょっと切り口変えて、教育委員会の皆さん、教育関係の皆さんには、きょうまで重要な取り組みをしていただいて、またきょうは新型コロナウイルスの関係もある中、とても大変なお立場にいると重々わかります。学校教育の中で、いじめについて関連して質問させていただきたいと思います。

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの取り組みもされておりますが、一方、職場という意味で、学校現場で教職員の中でのいじめというか、そういうものがあるんじゃないかと、ちょっと心配しているんですね。これ、別に異常でも何でもなくて、皆さん大人ですから、悪いとわかっていると思いますけど、どんな世界でも、私たちの世界もそうだし、いじめというか、ちょっとした意地悪とか、私もサラリーマンをやっていたから、そういうのはあるんです。でも、御存じのとおり、この間、神戸市の東須磨の小学校で、教員間の中での暴行・暴言で4名処分されていますよね。先輩教師が後輩の教師にセクハラとか、あるいは激辛のカレーを無理やり食べさせられたとか、セクハラまがいのことを強要した、こういう事実がある中で、私はだから、早いうちに芽を摘めばよかったのに、それができなかったからこういうふうにあつていっちゃうと、こういうことだと思ふんですが、まず今まで、ここまではいかなないとしても、本県でこういう事例は、こういう事例というか、いじめとかパワハラとかセクハラという事例があるんでしょうか。

中込義務教育課長 小中に限った点でお話しをしますと、パワハラということではありませんけれども、やはり負担に感じているという職員はいますけれども、本県では非常に休職の方が少ないということで、その理由の一つ、大きい一つとしましては、いわゆる管理主事という、人事をやる者が全員と面談をしております。その面談をする中で、今、勤務の状況ですとか、異動の希望を全て聞き取っておりますので、その中で十分に把握ができておると思っております。そういう点で、先生方がよりよい状況で勤務いただくことが、子供たちにとって一番いい形になるのかなということ、その管理主事にも十分聞き取りをしながら、よりよい学校体制をつくるようにということで、指示をしておるところでございます。

飯島委員 過去においてそれはないと理解したんですけど、ただ、今申し上げたような、神戸市でこういう事例があったことを、他山の石と思ってはいけないと思うんですよね。どうしてやっぱり、私、今、声高に言うかっていうと、先生方はや

っぱり子供たちを教えるって、こういう仕事をしているわけでありますから、その子供たちを教える人が、全くやってはいけないことをやっているという。それだけに厳しくというか、本県でそういうことがないように、早いうちに芽を摘むためにも、こういう事例を生かして、何か制度ってというか、もちろんヒアリングというか、そういうのをやっていると思いますけど、この際、画期的な、そういうことを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中込義務教育課長 画期的なところということですが、神戸のほうでもさまざまな専門監を設置しまして、対応を取るということでございますけれども、先ほど申し上げました、全職員と面談をしているという県は山梨県のみだと思っておりますので、ほかは異動の希望があればやるとか、そういう状況からすると、非常にきめの細かい対応を現在でもしていると思っております。

飯島委員 いじめというか、意地悪は、私は完全にはなくならないと思っているんです。だからいかに早く芽を摘んで、小さいうちに終わらせるか。大勢で1人をいじめめるんじゃなくて、やるんだったら1対1でやれとか、こういう指導を子供にはできると思うんです。そういうのがどんどんエスカレートして、さっきの神戸みたいになったということでありますから、ぜひ、繰り返しになりますけど、先生方が本当に将来のある子供たちを教える立場で、こんなことを言ったら釈迦に説法で申しわけないんですけど、そういう職場、仕事に就いている方が、実際こういう事例があったわけですから、老婆心ながら言わせていただきます。よろしくをお願いします。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告書については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 1月23日に実施した閉会中の継続審査案件に係る県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

教育厚生委員長 渡辺 淳也